

配置従事者身分証明書書換え交付申請の留意事項等について

1 提出書類等

提出物	提出部数	記載上の注意等
配置従事者身分証明書書換え交付申請書(様式第 6 号)	1 部	申請者の住所は、アパート名等も含め住民票どおりに正確に記入してください。 配置販売業者の許可番号及び年月日（有効期間の始期）を必ず記入してください。 備考欄にこれまで受けていた身分証明書番号を記入してください。
書換え事項の変更内容を確認できるもの 【従事者住所】→住民票 【従事者氏名】→戸籍謄(抄)本 【種別（新配置の方のみ）】 →薬剤師免許証（原本）・販売従事登録証（原本）		住民票の場合、発行の日から 3 か月以内のものを添付してください。 来庁により申請する場合は、住所を確認できるものとして、運転免許証の写し又は健康保険証の写しでも構いません。（本証も持参してください。） 戸籍謄(抄)本の場合、発行の日から 6 か月以内のものを添付してください。 東京都で許可を受けている配置販売業者の氏名又は住所を変更した場合、その変更届書が提出されていれば、省略が可能です。
写真		【新配置販売業者の配置従事者】 縦 3 cm×横 2.4 cm、正面脱帽 上半身像で無背景、撮影から 6 か月以内（裏面に氏名を記載したもの） 【既存配置販売業者の配置従事者】 縦 4 cm×横 3 cm、正面脱帽 上半身像で無背景、撮影から 6 か月以内（裏面に氏名を記載したもの）
手数料		現金 2,500 円（郵送で申請される場合は郵便為替でも可能です。その場合には、郵便為替の指定受取人欄は記入しないでください。） *「住居表示に関する法律」に基づく変更による場合は、市・区役所等で発行する住居表示変更証明書を添付してください。手数料は不要となります。

2 留意事項

- 原則として、開設者の変更等で配置販売業の許可を取り直した場合、転職等により従事する配置販売業者が変わった場合は身分証明書の新規交付申請となります。
- 他の道府県に転居した場合は、転居先の道府県において新規交付申請を行ってください。（この場合、東京都で発行した身分証明書は、返納届書に添えてすみやかに東京都に返納してください。）
- 書換え前の身分証明書は、書換え交付を受けた後、返納届書に添えてすみやかに返納してください。
- 郵送による申請も可能です。その場合には、薬事監視指導課（申請窓口）に到着した日が受付日となります。
なお、郵送中の事故については責任を負いかねますので、配達記録の確認できる手段により郵送してください。
- 作成した身分証明書を郵送で受け取りたい場合は、簡易書留で送付しますので、切手 460 円分（郵送料 110 円、簡易書留料金 350 円）を貼付した返信用定形封筒（長 3）を申請時に提出してください。
なお、薬剤師免許証又は販売従事登録証を添えて郵送申請した場合は、それらの証明書が封入できる返信用封筒及びそれに応じた返信用切手を御用意下さい。また、複数名の身分証明書を同時に申請する場合は、枚数に応じた返信用切手を御用意下さい。

3 申請窓口及び問合せ先

〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-2 4-1 東京都健康安全研究センター本館 1 階

東京都健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課薬事審査担当

電話 03-5937-1027

受付時間：平日（年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)を除く）9 時から 15 時まで